

指定地域密着型サービス事業者の指定について

○ 介護保険法において、地域密着型サービスの指定を行うときは、あらかじめ、被保険者・関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされておりますので、古賀市介護保険運営協議会よりご意見をいただくことになります。

○ 地域密着型サービス事業者の指定にかかる要件

1. 指定をしてはならない場合

- ①申請者が法人でないとき
- ②人員基準を満たしていないとき
- ③設備・運営基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき
- ④事業所が市外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき
- ⑤申請者が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑥申請者が社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している者であるとき
- ⑦申請者が指定取消要件（※2～5以外）により指定を取り消され、5年を経過していないとき（組織的関与が認められない場合を除く）
- ⑧申請者と密接な関係を有する者が、指定取消要件（※2～5以外）により指定を取り消され、5年を経過していないとき（組織的関与が認められない場合を除く）
- ⑨申請者が、指定取消要件（※2～5以外）による取消処分の通知日から処分日までの間に事業廃止の届出又は指定の辞退を行い、5年を経過していないとき
- ⑩申請者が、申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
- ⑪役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき
 - (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2)⑤・⑩又は⑥に該当する者
 - (3)指定取消要件（※2～5以外）により指定取消となった法人（または⑨の法人）の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日（または届出・辞退の日）から5年を経過していないとき

2. 指定をしないことができる場合

- ㊦申請者が、指定取消要件（※2～5に限る）により指定を取り消され、取消日から5年を経過していないとき
- ㊧申請者と密接な関係を有する者が、指定取消要件（※2～5に限る）により指定を取り消され、取消日から5年を経過していないとき
- ㊨申請者が、指定取消要件（※2～5に限る）による取消処分の通知日から処分日までの間に事業廃止の届出又は指定の辞退を行い、5年を経過していないとき
- ㊩申請者が、市町村長による検査の日から処分に係る聴聞決定予定日までの間に、廃止の届出（指定辞退）した者で、届出日から5年を経過していないとき
- ㊪役員等のうち、指定取消要件（※2～5に限る）により指定取消となった法人（または㊫の法人）の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日（または届出・辞退の日）から5年を経過していない者がいるとき
- ㊬介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

（参考）指定取消要件

- ※1 **1. 指定をしてはならない場合**㊭又は㊮（㊲㊳に該当する者は除く）に該当
- ※2 **2. 指定をしないことができる場合**㊯に該当
- ※3 指定時に市町村長から付された条件に違反
- ※4 人員基準を満たさないとき
- ※5 設備・運営基準に従って適正な運営をすることができなくなったとき
- ※6 市町村独自の運営基準の義務規定に違反したとき
- ※7 介護報酬に請求に関して不正があったとき
- ※8 認定調査の委託を受け、その結果について虚偽の報告をしたとき
- ※9 市町村長からの報告・帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ※10 市町村長から求められた出頭に応ぜず、質問に答弁しない等のとき
- ※11 不正の手段により指定を受けたとき
- ※12 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する所定の法律やその命令・処分に違反したとき
- ※13 その他、居宅サービス等に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき
- ※14 役員等のうちに、指定の取消・効力停止の前5年以内に、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者がいるとき